



草指選委第17-1号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会

委員長 市木 重 夫



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきましては、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とすることが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

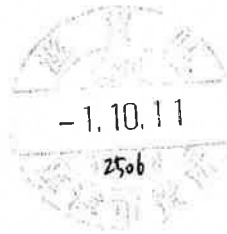
記

・ 公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」笠縫
- 2 指定管理者の候補者 企業組合労協センター事業団
- 3 選定理由

当該団体は、当施設および市内複数の児童育成クラブにおける指定管理者としての実績ならびに事業所としてこれまで培った子育て支援事業の経験等を活かし、家庭や地域と連携した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。



草指選委第17-2号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会

委員長 市木 重 夫



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきまして、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とするのが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・ 公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」矢倉
- 2 指定管理者の候補者 社会福祉法人 草津保育園
- 3 選定理由

当該団体は、当施設の業務受託および指定管理者としての長年の実績、事業所としてこれまで培った保育園運営の経験等を活かし、家庭や地域と連携した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。



草指選委第17-3号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会  
委員長 市木 重 夫



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきまして、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とするのが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・ 公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」玉川
- 2 指定管理者の候補者 社会福祉法人 あさひ保育園
- 3 選定理由

当該団体は、当施設の業務受託および指定管理者としての長年の実績を踏まえて、他の申請団体と比して保育理念等に優れ、児童に対する安全管理について学校等関係機関との連携を密にしているなどの点で高く評価でき、指定施設の効用を最大限に発揮した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。



草指選委第17-4号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会  
委員長 市木 重夫



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきまして、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とするのが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・ 公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」笠縫東
- 2 指定管理者の候補者 社会福祉法人 良友会
- 3 選定理由

当該団体は、当施設の業務受託および指定管理者としての長年の実績、事業所としてこれまで培った、こども園や児童館運営での経験等を活かし、家庭や地域と連携した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。



草指選委第17-5号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会

委員長 市木 重夫



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきまして、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とすることが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・ 公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」志津
- 2 指定管理者の候補者 社会福祉法人 志津保育園
- 3 選定理由

当該団体は、当施設の業務受託および指定管理者としての長年の実績を踏まえて、他の申請団体と比して保育理念等に優れ、児童に対する安全管理について学校等関係機関との連携を密にしているなどの点で高く評価でき、指定施設の効用を最大限に発揮した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。



草指選委第17-6号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会

委員長 市木 重 夫



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきまして、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とすることが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・ 公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」草津
- 2 指定管理者の候補者 企業組合労協センター事業団
- 3 選定理由

当該団体は、当施設および市内複数の児童育成クラブにおける指定管理者としての実績ならびに事業所としてこれまで培った子育て支援事業の経験等を活かし、家庭や地域と連携した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。



草指選委第17-7号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会

委員長 市木 重 夫



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきましては、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とするのが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・ 公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」常盤
- 2 指定管理者の候補者 企業組合労協センター事業団
- 3 選定理由

当該団体は、当施設および市内複数の児童育成クラブにおける指定管理者としての実績ならびに事業所としてこれまで培った子育て支援事業の経験等を活かし、地域と連携した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。





草指選委第17-8号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会

委員長 市木 重



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきまして、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とするのが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・ 公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」山田
- 2 指定管理者の候補者 社会福祉法人 淡海すぎのこ会
- 3 選定理由

当該団体は、当施設の業務受託および指定管理者としての長年の実績、事業所としてこれまで培った保育園運営の経験等を活かし、地域と連携した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。

なお、多くの児童を受け入れている状況ではあるが、児童一人ひとりと丁寧なかかわりをすることによって、自己肯定感が育まれる保育に努められたい。



-1.10.11

253

草指選委第17-9号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会

委員長 市木 重 夫

指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきまして、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とすることが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」南笠東
- 2 指定管理者の候補者 社会福祉法人 あさひ保育園
- 3 選定理由

当該団体は、当施設の業務受託および指定管理者としての長年の実績を踏まえて、他の申請団体と比して保育理念等に優れ、児童に対する安全管理について学校等関係機関との連携を密にしているなどの点で高く評価でき、指定施設の効用を最大限に発揮した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。



草指選委第17-10号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会

委員長 市木 重 夫



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきまして、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とするのが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」志津南
- 2 指定管理者の候補者 企業組合労協センター事業団
- 3 選定理由

当該団体は、市内複数の児童育成クラブにおける指定管理者としての実績を踏まえて、他の申請団体と比して保育理念等に優れ、児童に対する安全管理について学校等関係機関との連携を密にしているなどの点で高く評価でき、指定施設の効用を最大限に発揮した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。



草指選委第17-11号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会

委員長 市木 重



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきまして、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とするのが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・ 公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」 渋川
- 2 指定管理者の候補者 社会福祉法人 良友会
- 3 選定理由

当該団体は、当施設の業務受託および指定管理者としての長年の実績、事業所としてこれまで培った、こども園や児童館運営での経験等を活かし、家庭や地域と連携した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。



草指選委第17-12号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会  
委員長 市木 重 未



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきまして、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とするのが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・ 公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」 大路
- 2 指定管理者の候補者 企業組合労協センター事業団
- 3 選定理由

当該団体は、当施設および市内複数の児童育成クラブにおける指定管理者としての実績ならびに事業所としてこれまで培った子育て支援事業の経験等を活かし、家庭や地域と連携した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。



草指選委第17-13号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員

委員長 市木 重



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきましては、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とするのが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・ 公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」老上
- 2 指定管理者の候補者 特定非営利活動法人 ひかりの子
- 3 選定理由

当該団体は、当施設の業務受託および指定管理者としての長年の実績があり、他の申請団体と比して保育、子育て支援等の業務の点で優れ、指定施設の効用を最大限に発揮させることが期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。

なお、現指定期間中の利用者アンケートにおいて、保護者会活動への負担に関する意見が散見されることから、市が指示を行い、改善に努められたい。



草指選委第17-14号

令和元年10月11日

草津市長 橋川 渉 様

草津市指定管理者選定評価委員会

委員長 市木 重 夫



指定管理者の候補者の選定に係る意見について（具申）

令和元年9月27日付け草総発第2275号で意見を求められた件につきましては、令和元年9月27日、10月2日および10月3日に委員会を開催し、審査を行った結果、次の者を指定管理者の候補者とすることが適当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり意見を具申します。

記

・ 公の施設の名称、指定管理者の候補者の名称および選定理由

- 1 公の施設の名称 「のびっ子」老上西
- 2 指定管理者の候補者 社会福祉法人 ご縁会
- 3 選定理由

当該団体は、他の申請団体と比して保育理念等に優れ、保育、子育て支援等の業務について、良好かつ豊富な運営実績を有している点で高く評価でき、指定施設の効用を最大限に発揮した施設の管理・運営が期待できることから、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」の規定に照らし、指定の基準を満たしていると認められる。

以上のことから、当委員会は、当施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる団体と判断し、選定したものである。